

**沖縄県パートナーシップ・
ファミリーシップ制度
利用の手引き**



沖 縄 県
令和 7 年 3 月

目次

1	沖縄県パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは	1
2	届け出ることができる方（届出の要件）	2
3	届出手続について	4
3 - 1	届出に必要な書類	5
3 - 2	届出手続の流れ（郵送の場合）	8
3 - 3	届出手続の流れ（持参の場合）	9
4	届出後について～変更等が必要な場合～	10
5	記載内容証明書について	11
6	よくある質問（Q&A）	12

1 沖縄県パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは

沖縄県では、沖縄県差別のない社会づくり条例（令和5年3月31日条例第13号）及び沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）の理念に基づき、全ての県民がその個性や能力を十分に発揮し、個人の尊厳と多様性が尊重される社会の実現を目指しています。その具体的な取り組みの一つとして、「**沖縄県パートナーシップ・ファミリーシップ制度**」を創設しました。

パートナーシップ制度は、お互いを人生のパートナーとして認め合ったお二人が、日常生活において継続的に協力しあうことを約束した関係であることを県に対して届出し、県がその届出書を受理したことを証明（パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書（以下「**受理証明書**」という。）を交付）するものです。

ファミリーシップ制度は、パートナーシップにある方のほかに、お子様や親御様など近親者がいらっしゃる場合に、家族として併せて証明することができる制度です。

また、この制度は、法的な効力（相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、法的に婚姻が認められていない戸籍上同性のカップルや、様々な事情により、婚姻の届出をしない、あるいはできない事実婚のカップルなどが抱える生きづらさや困りごとが少しでも解消されるよう、沖縄県として応援するものです。

この制度の周知・運用を通じて、ジェンダーや性の多様性への理解を促進するとともに、誰もが自分らしいあり方を尊重され、安心して暮らせる環境づくりを進めていきます。

<受理証明書>

（表面）A

		沖縄県パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書	
沖縄県パートナーシップ・ファミリーシップ制度実施要綱の規定に基づき、届出を受理したことを証明します。			
【本人】		【パートナー】	
氏名：		氏名：	
(年 月 日生)		(年 月 日生)	
届出日：	年 月 日		
交付番号：	第 号	沖縄県知事	公印
証明日：	年 月 日		

（表面）B

		沖縄県パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書	
沖縄県パートナーシップ・ファミリーシップ制度実施要綱の規定に基づき、届出を受理したことを証明します。			
【本人】		【パートナー】	
氏名：		氏名：	
(年 月 日生)		(年 月 日生)	
届出日：	年 月 日		
交付番号：	第 号	沖縄県知事	公印
証明日：	年 月 日		

（裏面）

カードの提示を受けた皆様へ		
・このカードは、沖縄県パートナーシップ・ファミリーシップ制度実施要綱の規定に基づき沖縄県が交付したものです。制度の詳細については、QRコードから御確認ください。		
・個人情報をお客本人の同意なく口外しないでください。		
沖縄県子ども未来部女性力・ダイバーシティ推進課 098-866-2500		
・ファミリーシップ		
(年 月 日生)	(年 月 日生)	
(年 月 日生)	(年 月 日生)	
・通称名を使用している場合の戸籍上の届出者の氏名		
【本人】	【パートナー】	

表面は2種類（A、B）のうちからお選びいただけます。

2 届け出ることができる方（届出の要件）

届出をするに当たっては、以下の（１）から（６）の要件を**全て満たしている必要**があります。お二人の**戸籍上の性別、性的指向、性自認は問いません**。（事実婚などの異性カップルや外国籍の方も届出できます。）

（１）双方がパートナーシップ関係にあること

- ・互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者の関係であること。

（２）成年に達していること

- ・満 18 歳以上

（３）どちらか 1 人は沖縄県在住であること、又は 3 か月以内に沖縄県内に転入予定であること

- ・お二人のうち、少なくともどちらか 1 人が県内に住所があれば届出できます。
- ・お二人とも県外に住んでいても、少なくとも 1 人が 3 か月以内に県内への転入を予定している場合は、届出することができます。

（４）民法における配偶者がいないこと

- ・独身証明書や戸籍抄本で確認します。外国籍の方は配偶者がいないことが確認できる書類に日本語訳を添付して提出してください。
- ・共に届出をしようとする方**以外の人**と、婚姻関係（事実婚を含む）がある場合は届出できませんが、共に届出をしようとするお二人が事実婚関係にある場合は、届け出ができます。

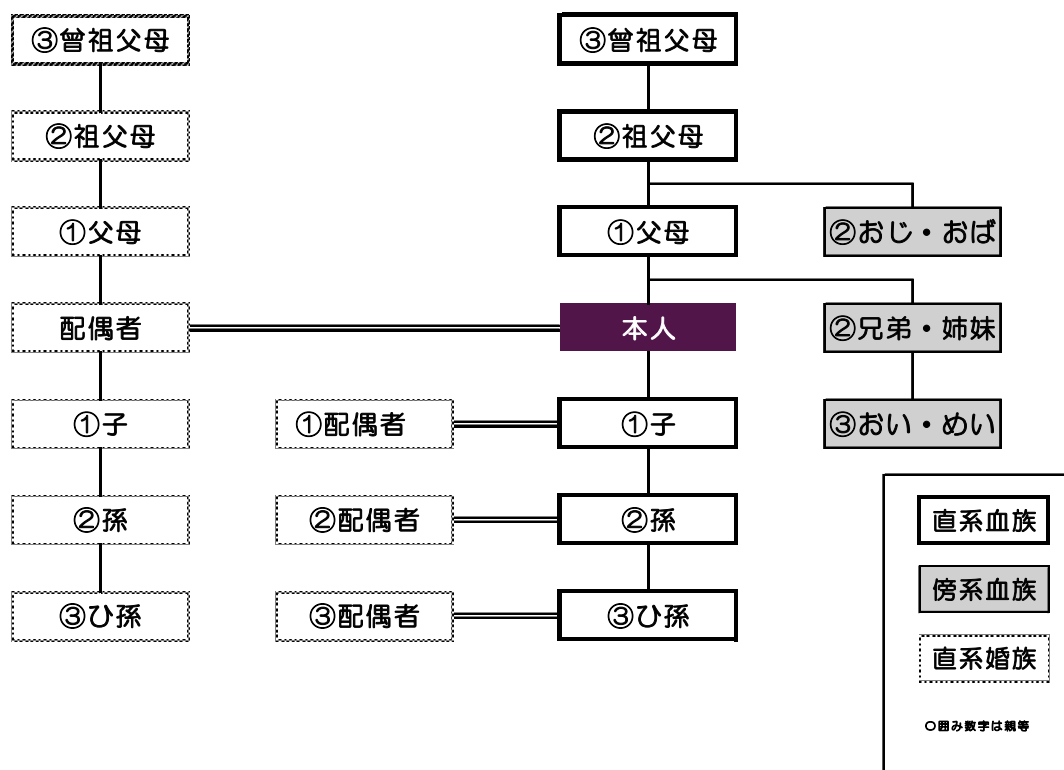
（５）届出しようとする相手方以外の人とパートナーシップの関係にないこと

- ・共に届出をしようとする方**以外の人**と、既にパートナーシップの関係がある場合は届出できません（同様の制度を実施している他の自治体等で、**別の人**とパートナーシップの関係に係る届出等をしている場合など）。

（６）届出者同士が婚姻できない関係にないこと

- ・民法第 734 条から第 736 条に定められている婚姻できない関係（直系血族又は三親等内の傍系血族、若しくは直系姻族）にある場合は届出できません。
- ・ただし、パートナーシップの關係に基づく養子縁組をしているカップルの場合、法的には近親者となりますが、届出することができます。

届け出ができない親族図(近親者)



3 届出手続について

(1) お互いの意思・届出の要件の確認

- ・パートナーシップとは、「互いを人生のパートナーとして、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者の関係」をいいます。
- ・お互いにパートナーシップの関係にあること、届出できる要件（2ページを参照）を満たしていることを確認してください。必ずしも同居している必要はありません。

(2) 届出手続の方法

- ・手続きは郵送又は持参からお選びいただけます。
- ・郵送の場合は、届出に必要な書類（5～7ページ参照）を提出いただき、オンライン上で本人確認を行います。

(3) 子や親等の近親者の氏名等の記載（ファミリーシップ）

- ・生計を同一とする子や親等の近親者がいる場合には、「受理証明書」や「パートナーシップ・ファミリーシップ届出書記載内容証明書」（様式第10号。以下「記載内容証明書」という。11ページ参照）に近親者の氏名及び生年月日を記載することができます。（任意）

(4) 通称名の使用

- ・通称名で届出することや、「受理証明書」等に通称名を記載することができます。（任意）
- ・「受理証明書」は表面に通称名、裏面に戸籍上の氏名を記載します。
- ・転入予定者に交付する「転入予定者受付票」（様式第4号）や、希望者に交付する「記載内容証明書」においては、戸籍上の氏名、通称名、併記から選択できます。
- ・通称名の記載を希望される場合には、予め各書類の提示（提出）先へ記載が必要な事項のご確認をお願いいたします。
- ・通称名を使用する場合、届出の際、社会生活において日常的に当該通称名を使用していることが分かる書類を提示いただきます（7ページ参照）。

(5) お二人とも転入予定の場合の手続き

- ・お二人とも県外在住で、少なくとも一方が県内に転入予定の場合は、転入手続きが完了し、転入後の「住民票の写し」又は「住民票記載事項証明書」を提出いただいた後に「受理証明書」を交付します。

3 - 1 届出に必要な書類

- ・ 届出に当たっては、以下の書類等をご提出（ご提示）をお願いします。

項 目	郵送	持参
(1) 全員にご提出（ご提示）いただく書類		
① パートナシップ・ファミリーシップ届出書 （様式第1号）	原本提出	原本提出
② 住所が確認できる書類★	原本提出	原本提出
③ 婚姻をしていないこと等を証明する書類★	原本提出	原本提出
④ 本人確認書類	コピー提出	原本提示
(2) 該当する場合のみご提出いただく書類		
① 近親者との関係性が確認できる書類	原本提出	原本提出
② 子又は親等と「生計同一」が分かる書類	コピー等提出	コピー等提出
③ 近親者等の記載に関する同意書（様式第2号）	原本提出	原本提出
④ 通称名を使用していることが分かる書類	コピー提出	コピー提出

★は3か月以内のものに限ります。その他、有効期限があるものは期限内のものをご準備ください。

(1) 全員にご提出いただく書類

① パートナーシップ・ファミリーシップ届出書（様式第1号）

※ 様式及び記入例は沖縄県ホームページから入手できます。

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kurashikankyo/danjo/1021610/1033331.html>

② 住所が確認できる書類

住民票の写し又は住民票記載事項証明書

※ 住民票の写しの場合、本籍地及び世帯主との続柄の表示は不要です。また、住民票コードや個人番号（マイナンバー）が省略されたものを提出してください。

※ 届出日前3か月以内に発行されたもの。

③ 婚姻をしていないこと等を証明する書類

独身証明書又は戸籍抄本 等

※ 独身証明書は、本籍地の市町村で取得できます。

※ 外国籍の方は、本国の大使館、領事館が発行する配偶者がいないことを確認できる書類（婚姻要件具備証明書など）に日本語訳（翻訳者氏名も記載）を添付の上、ご提出ください。

※ 届出日前3か月以内に発行されたもの。

④ 本人確認書類

※ 対面手続の場合は、原本をお持ちください。確認後、返却します。

ア 個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券、運転免許証がある場合はいずれかの書類。

※ マイナンバーカードの裏面に記載されている個人番号は受け取りができません。郵送の場合は表面の写しのみご提出くださいますよう、ご注意ください。

イ アがない場合は、官公署が発行した免許証 等

※ 届出者の顔写真が添付され、氏名及び生年月日が確認できるものは1枚、顔写真のないものは2枚以上、ご提示（郵送の場合は写しをご提出）ください。

1枚で足りるもの（例）	2枚以上必要なもの（例）
☐ 個人番号カード（マイナンバーカード） ☐ 旅券（パスポート） ☐ 運転免許証 ☐ 官公署が発行した免許証等（顔写真付き）	☐ 国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証 ☐ 共済組合印象 ☐ 国民年金手帳

(2) 該当する場合のみご提出いただく書類

① 近親者を届け出る場合

ア 関係性が確認できる書類

住民票の写し、戸籍抄本 等

イ 近親者等と生計を一にしていることが確認できる書類

子又は親等の近親者と「生計が同一」であることを確認できる書類

※ 下の添付書類例を参考に書類をご準備ください。

※ 不要な個人情報、マスキング（黒塗り等）してご提出ください。

添付書類例

<届出者と同一世帯の場合>

住民票の写し又は住民票記載事項証明書（届出者と同居していることが分かるもの）

※ 上記（１）②で提出する書類で確認できる場合は、提出不要です。

<住民票により子と生計同一関係であることが確認できない場合>

① 健康保険等の被扶養者になっている場合	医療保険被保険者証等の写し(※1)
② 給与計算上、扶養手当等の対象になっている場合	給与簿又は賃金台帳等の写し
③ 税法上の扶養親族になっている場合	源泉徴収票又は課税台帳等の写し
④ 定期的に送金がある場合	預金通帳、振込明細書又は現金書留封筒等の写し(※2)
⑤ 病気療養・介護による別居の場合	入院・入所証明、入院・入所に係る領収書等の写し 等

※1 保険者番号及び記号・番号等を判別、復元できないようマスキング（黒塗り等）してください。

※2 預金通帳は送金以外の部分はマスキング（黒塗り等）してください。

ウ 届出日において 15 歳以上の近親者を届け出る場合

「近親者等の記載に関する同意書」(様式第2号)

※ 近親者の方が自署で記載してください。

② 通称名の記載を希望する場合

顔写真付きの社員証や学生証、公共料金の契約書・請求書、住所が記載された複数の郵便物等

※ 戸籍上の氏名は、「受理証明書」の裏面に記載します。

※ 「転入予定者受付票」や「記載内容証明書」においては、戸籍上の氏名、通称名、併記から選択できます。通称名の記載を希望される場合には、予め各書類の提示（提出）先へ記載が必要な事項について、ご確認をお願いいたします。

3 - 2 届出手続の流れ（郵送の場合）

届出(必要事項の記入・書類の郵送)

- 対象者の要件（2ページ参照）を確認の上、必要書類（5～7ページ参照）を準備し、以下の担当あてご送付ください。

【郵送による宛先】

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2
沖縄県こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課
パートナーシップ・ファミリーシップ制度担当

書類確認・日程調整

- 県は、書類を確認した後、本人確認を行う方法や日時を電話又は電子メールによりご連絡します。

本人確認

- web 会議システム等を用いて、**原則オンラインにより本人確認**を行います。
- 本人確認に必要な書類（6 ページ参照）をご準備の上、**お二人同時に**会話ができるように接続してください。
- ※ 使用する会議システムは、特に希望がない限り zoom を使用します。
- ※ 届出者はブラウザを使用して参加できますので、通常はアプリのインストールは必要ありません。
- ※ スマートフォン又はパソコン（マイク、スピーカー及びカメラを備えたもの）が必要です。

交 付

- 要件を満たしている場合は、「**受理証明書**」をお二人に 1 枚ずつ交付（転入前の場合は必要書類が揃い次第交付）いたします。
- 本人確認後、原則 14 日以内に簡易書留等により**郵送**します。

3 - 3 届出手続の流れ（持参の場合）

届出の事前予約

- ・ 届出可能な時間は、以下のとおりです。
■月～金曜日（祝日、年末年始、災害等による閉庁を除く）午前9時～午後4時
- ・ 届出希望日から、14 日前までに、以下の担当宛て電話にて予約してください。

【電話による連絡先】

沖縄県こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課
パートナーシップ・ファミリーシップ制度担当
電話番号：098-886-2500

届 出

- ・ 予約した日時に、**必ずお二人そろって**お越しください。
※ お二人そろっての来庁が困難な事情がありましたら、予約時にご相談ください。
※ 届出を行う場所は、県庁内又はその周辺の会議室を予定しております。
- ・ 届出に必要な書類（5～7 ページ参照）をお持ちください。
- ・ 提出書類に不備等がないか、その場で職員が確認します。
※ 書類に不備や不足がある場合は、再度、日程調整の上、お越しいただくか郵送していただく必要がありますので、十分にご確認ください。

交 付

- ・ 要件を満たしている場合は、「**受理証明書**」をお二人に1 枚ずつ交付（転入前の場合は必要書類が揃い次第交付）いたします。
- ・ 届出後、原則 14 日以内に簡易書留等により**郵送**します。

4 届出後について～変更等が必要な場合～

・いずれの場合にも、提出する方の本人確認が必要です。

(1) 受理証明書を汚したり、なくしたりした場合

- ・「パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書再交付申請書」（様式第5号）を提出してください。
- ・紛失以外の場合は、当該受理証明書を添付してください。
※ 紛失による再交付後に、当初交付したものを発見した場合には、これを返還してください。

(2) 住所、氏名、その他を変更した場合

- ・「パートナーシップ・ファミリーシップ事項変更届」（様式第6号。以下「**変更届**」という。）を提出してください。
- ・住所の変更にあつては、住民票の写し又は住民票記載事項証明書、氏名変更の場合は戸籍抄本を提出してください。
※ 届出日前3か月以内に発行されたもの。
※ 住民票の写しを提出する際の留意事項については、6ページをご確認ください。

(3) 子や親等の近親者を追加（又は削除）する場合

- ・「**変更届**」を提出してください。
- ・追加の場合には、7ページの(2)①の書類を提出してください。

(4) パートナーが亡くなったとき

- ・「**変更届**」を提出してください。
- ・死亡した日を記載した「**受理証明書**」を交付します。

(5) 受理証明書等の返還が必要な場合

- ・次の場合には、「パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書返還届」（様式第7号）を提出してください。交付した受理証明書を返還いただきます。
 - ① パートナーシップ関係を解消したとき
 - ② パートナーシップの**お二人ともに**県外へ転出したとき
 - ③ その他届出の要件に該当しなくなったとき（2ページ参照）
 - ④ 以下により届出が無効になったとき
 - ア 届出書の内容に偽りがあったとき
 - イ 受理証明書等を不正に利用、偽造、変造したとき
- ※ ①の場合には、1人分の返還があればパートナーシップが解消されたものとみなします。

(6) 受理証明書に氏名等を記載された15歳以上の近親者等が氏名等を削除したいとき

- ・15歳以上の近親者等は、「**受理証明書**」から自身の氏名等を削除するための申立てをすることができます。
- ・「パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書に関する申立書」（様式第8号）を提出してください。

5 記載内容証明書について

沖縄県では、運転免許証サイズの「**受理証明書**」とは別に、A4 サイズの「**記載内容証明書**」の交付を受けることができます。

「**受理証明書**」が届出したお二人用なのに対し、「**記載内容証明書**」は、行政・民間サービスを利用するとき等、第三者にパートナーシップの届出をしている事実を証明する書類を**提出**しなければならないとき等に活用いただくことを想定しています。

「**記載内容証明書**」の交付を希望する場合は、「**パートナーシップ・ファミリーシップ届出書記載内容証明書交付申請書**」（様式第9号）を提出してください。

- ※ サービス等の提供を受ける相手先によっては、「**記載内容証明書**」の提出が不要な場合（そもそも証明書の提出（提示）が不要な場合、「**受理証明書**」の提示や写しの提出でも対応できる場合）がありますので、予めご確認ください。
- ※ 「**記載内容証明書**」においては、戸籍上の氏名、通称名、併記から選択できます。通称名の記載を希望される場合には、予め各書類の提出先へ記載が必要な事項について、ご確認をお願いいたします。

6 よくある質問（Q&A）

制度について

Q 1 沖縄県パートナーシップ・ファミリーシップ制度と婚姻制度の違いは何ですか。

婚姻は法律に基づくものであり、婚姻することにより相続権や扶養義務など様々な法律上の権利や義務が発生します。

一方、本制度は、県の内部規定である要綱に基づく制度で、上記のような法律上の効果はありません。また、届出により戸籍の記載が変わることもありません。

なお、本制度は、婚姻制度など現行の法制度に影響を与えたり、同性婚を法的に公認しようというものではありません。

Q 2 届出することができるのは、同性のカップルだけですか。

同性カップルに限定していません。届出の要件を満たしていれば、戸籍上の性別にかかわらず届出することができます。また、性的マイノリティに限らず、事実婚のカップルも届出できます。

Q 3 同居していなくても届出できますか。

パートナーシップのお二人のうち、少なくともどちらか 1 人が沖縄県在住であれば、同居していなくても届出できます。

Q 4 外国籍の人でも届出できますか。

外国籍の人でも届出できます。その場合、婚姻要件具備証明書（独身証明書）など、配偶者がいないことが確認できる書類に日本語訳を添付して提出してください。

婚姻要件具備証明書（独身証明書）等の書類については、大使館・領事館等にご相談ください。なお、パートナーシップの届出をしても、在留資格や在留期間は変わりません。

Q 5 外国で同性婚をしているカップルは届出できますか。

同性婚が合法化されている国・地域において、本県のパートナーシップ制度にかかる相手方と婚姻されている方は、当該国・地域の婚姻届にあたる書類を提出することで、本制度の届出ができます。同性婚をしていることが確認できる書類に日本語訳を添付して提出してください。

Q 6 外国籍で結婚している夫婦別姓のカップルは届出できますか。

届出できません。本制度は、婚姻が認められないカップル、様々な事情により婚姻の届出をしていないカップルを対象としております。

Q 7 既にパートナーと結婚している性的マイノリティのカップルは届出できますか。

届出できません。本制度は、婚姻が認められないカップル、様々な事情により婚姻の届出をしていないカップルを対象としております。

Q8 県内市町村で交付されたパートナーシップ制度の証明書を持っていますが、県でパートナーシップの届出をする場合、既に持っている証明書は返還しなければなりませんか。

既に県内自治体でパートナーシップ制度に関する届出や宣誓をしている方も、県へ届出ができます。

県への届出を理由に、県内自治体へ証明書を返還する必要はありません。

Q9 転入予定であっても届出できるのはなぜですか。

沖縄県内に転入し、パートナーと共同生活することを予定している人が、転入前に住宅を賃貸する等、必要な場合が想定されるためです。このような場合には、転入予定者受付票（様式第4号）を交付します。

Q10 届出すると戸籍や住民票の記載が変わりますか。

届出をしても戸籍や住民票の記載は変わりません。なお、戸籍上同性のカップルの場合、希望により、住民票の記載を「縁故者」とすることができる場合もあります。

パートナーシップ届出者等が利用可能となるサービス一覧を県のホームページで公表しておりますので、ご参照ください。

Q11 受理証明書に子や親等の氏名を記載できるようにしたのはなぜですか。

パートナーと協力して子育てや介護をする場合等、第三者に関係性を説明しやすくなることが期待されるためです。

Q12 通称名は使用できますか。

通称名で届出することや、「パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書」（様式第3号。以下「**受理証明書**」という。）等に通称名を記載することができます。詳細につきましては、4 ページをご確認ください。

■ 手続きについて

Q13 届出に費用はかかりますか。

届出や「**受理証明書**」等の交付に費用はかかりません。

ただし、届出等の際に必要な書類（住民票等）の交付手数料や郵送で提出する際の郵送料、オンラインで本人確認をする際の通信料、持参して提出する際の交通費等は自己負担となります。

Q14 代理で届出できますか。

原則として、代理人による届出はできません。やむを得ない事情で、ご自身による手続きが困難な場合は、ご相談ください。

Q15 届出を対面（持参）でする場合、個室で対応してもらえますか。

届出者のプライバシーを保護する観点から、ご希望に応じて個室をご用意します。場所は、県庁内又はその周辺の会議室を予定しております。

Q16 土日など、休みの日に届出することはできますか。

対面（持参）による届出ができるのは、月～金曜日（祝日・年末年始を除く。）の午前 10 時から午後 4 時（12 時～13 時を除く。）で、事前の予約が必要です（9 ページ参照）。

Q17 受理証明書はすぐに交付されますか。

手続の都合上、即日交付することができません。後日、郵送いたします（8～9 ページ参照）。

Q18 引越しをしました。必要な手続きを教えてください。

お二人とも県外に引越しする場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書返還届」（様式第 7 号。「以下（返還届）という。」）を提出し、「受理証明書」を返還してください（10 ページ参照）。

それ以外の引越しの場合には、「パートナーシップ・ファミリーシップ事項変更届」（様式第 6 号。以下「変更届」という。）を提出してください（10 ページ参照）。

Q19 パートナーとの関係を解消した場合はどうすればいいですか。

「返還届」を提出し、「受理証明書」を返還してください（10 ページ参照）。この場合には、1 人分の返還があれば、パートナーシップ・ファミリーシップが解消されたものとみなします。

■ 受理証明書について

Q20 受理証明書とはなんですか。

「パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書」（様式第 3 号）のことです。パートナーシップのお二人に交付します。持ち運びに便利な運転免許証サイズです。

Q21 受理証明書は、公的な本人確認書類として使用できますか。

使用できません。お二人がパートナーシップ・ファミリーシップの関係にあることを届出した事実を証するものです。

Q22 受理証明書には有効期限はありますか。

有効期限はありません。

Q23 受理証明書は再交付してもらえますか。

届出受理証明書を紛失したり、汚したりしてしまった場合には、再交付します。「パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書再交付申請書」（様式第 5 号）を提出してください。（10 ページ参照）。

Q24 受理証明書の再交付の際に、最初の届出日を記載してもらえますか。

届出時の年月日を記載することができます。

ただし、氏名等の変更や、子を始めとした近親者等の追加や削除など、「**受理証明書**」の記載内容に変更がある場合には、変更に関する届出時の年月日を記載します。

Q25 受理証明書にはどのような使い道がありますか。

県内の公営住宅の入居申込みや住民票の続柄記載の変更等で利用できる場合があります。また、民間事業者で受けられるサービス・対応等についても、県ホームページでご案内します。

行政・民間サービスを利用するとき等、第三者にパートナーシップの届出をしている事実を証明する書類を提出しなければならないときは、「**パートナーシップ・ファミリーシップ届出書記載内容証明書**」（様式第 11 号）を交付いたしますのでご活用ください（11 ページ参照）。

Q26 県内市町村で交付されたパートナーシップ制度の証明書を活用して、県の行政サービスを受けることができますか。

できます。パートナーシップ届出者等が利用可能となるサービス一覧を県のホームページで公表しておりますので、ご参照ください。

Q27 居住市町村では、パートナーシップ制度を導入していません。県の受理証明書を活用して、居住市町村で行政サービスを受けることができますか。

制度を導入していない市町村でも、県の「**受理証明書**」を活用して、行政サービスが受けられる場合があります。また、受理証明書を持っていなくても、同一世帯などの要件を満たせば行政サービスを受けられる場合があります。

パートナーシップ届出者等が利用可能となるサービス一覧を県のホームページで公表しておりますので、ご参照ください。

Q28 結婚した場合は受理証明書を返還しなければなりませんか。

返還が必要です。お手数ですが、「**返還届**」を提出し、「**受理証明書**」を返還してください。

Q29 パートナーが亡くなりました。受理証明書は返還しなければなりませんか。

パートナーが亡くなったときは、「**変更届**」を提出してください。死亡した日を記載した受理証明書を交付します。

■ 制度の運用等について

Q30 なりすましや偽造等の悪用をされませんか。

届出手続の際には、住民票の写し及び戸籍抄本等の提出と、マイナンバーカード等の本人確認書類の提示を求めることで、なりすまし等を防止します。なお、本制度には罰則を設けていませんが、万が一、不正利用や偽造・変造が認められた場合には、「**受理証明書**」を返還いただきます。